

[事案 29-309] 解約返戻金増額請求

・平成 30 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

転換時、募集人から積立金についての説明がなかったことを理由に、解約返戻金を増額することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 8 月に契約転換により加入した医療保険について、保険会社に解約返戻金額を問い合わせたところ、転換時に説明された転換時の積立金額から転換後に毎月の保険料に充当される金額を差し引いた金額と相違していた。

説明義務違反があったので、転換後契約の積立金が説明通りの金額であることを前提とした解約返戻金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換時、申立人に交付された書類に転換価格、積立金の推移が記載されており、申立人はこれを理解した上で転換手続を行っている。
- (2) 募集人は、申立人に対し、転換価格、転換後契約成立直後の積立金額および積立金の推移を説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面等にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する内容の契約が成立したとは認められず、また募集人の説明義務違反は認められないことから、募集人の説明義務違反を前提とする申立人の損害賠償請求も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。